

行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろすーBiblos

56号（平成24年5月）



特集：なんだろう、支部図書館

特集：地方議会図書室

56号（平成24年5月） 目次

『びぶろす』について

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 高三瀧美穂 2

++++【特集 なんだろう、支部図書館】++++

支部図書館制度

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 本吉理彦 3

支部図書館制度下での図書館サービス

国立国会図書館利用者サービス部科学技術・経済課 齊藤史 4

国立国会図書館支部法務図書館について

法務省大臣官房司法法制部司法法制課 武田聡 6

司書の目で見た支部図書館

国立国会図書館利用者サービス部科学技術・経済課 東朋子 8

++++【特集 地方議会図書室】++++

国立国会図書館による地方議会図書室への支援

国立国会図書館関西館 塚田洋 10

広報ツールの充実による議会図書室の利用促進

愛知県議会事務局調査課 米井勝一郎 11

「ニュースレター」の発行—議会図書室、政策調査係と連携して—

奈良県議会図書室 武中秀子 12

議会図書室と県内図書館との連携

岐阜県図書館企画課 総井淳子 13

支部最高裁判所図書館勤務を終えて

元 支部最高裁判所図書館 齊藤幸夫 14

【シリーズ 国立国会図書館のオンラインサービス】

新しい検索サービス「国立国会図書館サーチ」の使い方

国立国会図書館電子情報部システム基盤課 原聡子 16

平成24年度行政・司法各部門支部図書館職員に対する研修について

18

平成24年度専門図書館協議会総会・全国研究集会のお知らせ

19

日誌(平成24年2月～平成24年4月)

20

国立国会図書館刊行物紹介(平成24年2月～平成24年4月)

21

『びぶろす』について

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 高三瀨 美穂

特集に掲げられている「支部図書館」は、国立国会図書館法に基づいて、各府省庁および最高裁判所に設置されている図書館のことです。本紙『びぶろす』は、国立国会図書館（以下、「中央館」といいます。）とこれらの支部図書館をより強固に結ぶための機関誌として昭和 25 年 4 月に創刊されました。

昭和 27 年からは、専門図書館同士の連携を図る目的で専門図書館協議会が設立されたことに伴い、『びぶろす』も支部図書館・専門図書館の連絡情報誌としての役割を担うようになりました。

その後、平成 10 年 10 月には、冊子体の月刊誌から当館ホームページに掲載される電子版の季刊誌へと発行形態を変えましたが、役割は変えることなく刊行を続けています。

とはいえ、冊子体から電子版への移行は『びぶろす』の大きな変換期で、この移行を機会に、例えば、支部図書館、専門図書館を扱った記事をまとめて見ることができるようになる、関連情報にリンクを貼るなど、電子版の特性を活かした工夫も行ってきました。

その他、平成 23 年度は、記事にテーマを設け、小特集を組む試みも行っています。

さて、昨年度、中央館および支部図書館は、平成 24 年度からの 5 年を対象として、「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針 2012」を策定しました。

同指針は、中央館と支部図書館が今後の 5 年間に取り組むことが期待される課題を包括的に提示したものになっています。その中で、『びぶろす』の役割については、支部図書館

員の情報・意見交換の場のみならず、図書館界への情報発信の場でもあることが改めて確認されています。

創刊から 60 余年、電子版となってからでも 10 年以上が経過しました。この間の『びぶろす』をはじめとした刊行物を取り巻く環境変化は劇的なものでした。そのような環境変化をふまえ、『びぶろす』も対象、内容についてさらに検討を重ねてまいります。

今号ではまず第一弾として、支部図書館制度、地方議会図書室の試みの 2 点について小特集を組みました。後者については、地方議会図書室同様少人数で運営していることも多い支部図書館、その他の専門図書館の参考としていただくことを目的としました。

また、Web 版も定着したことから、今号からは号数は継承しつつ「電子版」を号数表示からとることとしました。

最後になりますが、“びぶろす”とは、ギリシャ語で古代ギリシャやエジプトで書物用の紙として広く流通していたパピルスを意味することです。古来情報流通の手段として重要な役割を担った“紙”を誌名とした先人の意思を尊重しつつ、今の時代の方たちの役に立てる情報誌を刊行していけるよう努めてまいりたいと存じます。

今後とも御愛読、御利用下さいますようお願い申し上げます。

【特集 なんだろう、支部図書館】

支部図書館制度

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 本吉 理彦

1 支部図書館制度とは

国立国会図書館は、国会や国民だけでなく、行政・司法各部門に対しても図書館サービスを提供している。このサービスを支えるのが支部図書館制度である。

当館は、国立国会図書館法に基づき、各府省庁及び最高裁判所に支部図書館を設置している（昭和23年の制度発足当初18館であった支部図書館は、平成23年度末現在27館6分館となっている）。各支部図書館は、それぞれ特色ある蔵書を持ち、当該分野に関する専門図書館として、所属機関の職員の業務遂行を支援する役割を担っている。

支部図書館制度は、国立国会図書館（以下、「中央館」という。）と、これらの支部図書館によって形成される図書館ネットワークである。このネットワークを通じて各府省庁等の刊行物の交換、資料の相互貸借、レファレンス等幅広い図書館協力業務が行われている（図1）。

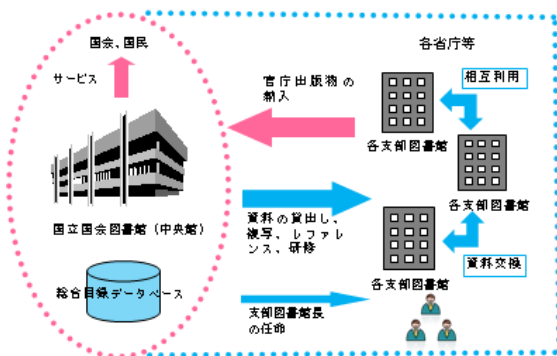


図1：支部図書館制度に基づくネットワーク

多くの支部図書館は小規模であるが、支部図書館全体で見れば、その蔵書は300万冊を超え、「機能としての一大官庁図書館」を実現しているといえる。

2 支部図書館制度の新たなチャレンジ

近年の情報環境の変化や国の行財政改革等により、支部図書館にはこれまで以上の高度な図書館サービスと運営の効率化が求められている。

今後5年間にわたり、中央館と支部図書館が一体となってサービスの強化と効率化を図るため、平成24年3月に「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」（以下、「指針」という。）を取りまとめた。

中央館は、「指針」に基づいて、①支部図書館へのサービス拡充、②職員の専門能力の養成、③電子情報サービスの推進、④支部図書館制度の効果的運営等に取り組むこととした。特に一層の進展が見込まれる電子情報サービスの支部図書館への展開は、今後の重要な課題である。また、支部図書館は、①利用者ニーズの把握、②情報資源の収集と整備、③システム高度化、④資料保存対策等の視点から、各館の状況に応じて、業務改善に取り組むこととしている。

今後、中央館と各支部図書館は「指針」に基づく諸施策を着実に実施し、時代の要請に応えられる新しいサービスを展開していきたい。

（参考資料）

・「支部図書館制度—行政・司法各部門に置かれた図書館」『国立国会図書館月報』581号 2009年8月号 p.16-17

・国立国会図書館の行政・司法各部門図書館ネットワーク--支部図書館制度について『国立国会図書館月報』545号 2006年8月号 p.1-11

【特集 なんだらう、支部図書館】

支部図書館制度下での図書館サービス

国立国会図書館利用者サービス部科学技術・経済課 齊藤 史

国立国会図書館(以下「当館」といいます。)と行政および司法の各部門に置かれる支部図書館は、支部図書館制度のもと一つの図書館ネットワークを形成し、相互に協力し合って図書館サービスを提供しています¹。行政・司法各部門の職員の方々は、このネットワークを通じて様々なサービスを御利用になれます。

1 資料の相互貸借サービス



資料相互貸借サービスの概要図

行政・司法各部門の職員の方々は、所属機関の支部図書館の蔵書を借りることができるほか、支部図書館制度に基づき図書館同士が相互に資料を融通する、いわゆる資料相互貸借サービスを利用して、他の支部図書館および当館の蔵書を借りることもできるようになっています。我が国唯一の納本図書館である当館は、資料の保存を第一目的としているため、個人の一般利用者に向けては資料の貸借を行っていません。また、専門図書館として特徴ある所蔵資料を持つ各支部図書館の中には一般には公開していない館もありますから、これは行政・司法各部門の職員の方々に

とって非常に価値あるサービスです²。ただしこのサービスを御利用頂くためには、所属機関の支部図書館を通して貸出申込をすること、業務上の要件での利用であることが条件になります。

2 当館のサービス

当館は支部図書館制度における中央館であり、上記の資料相互貸借サービスの中でも特に大きな位置を占めています³。また、資料の貸出以外にも様々なサービスを提供しています。詳細は[当館ホームページの「行政・司法へのサービス」](#)で説明されていますが、ここでは代表的なサービスを簡単に紹介します。

(1) 所蔵資料の検索

当館がどのような資料を所蔵しているかは、当館ホームページで公開されている以下のツールで調べることができます。

- ・[NDLサーチ](#)→当館だけでなく、全国の公共図書館、公文書館、学術研究機関等が持つ所蔵資料を検索することができるシステムです⁴。
- ・[NDL-OPAC](#)→当館の所蔵資料の検索・申込ができるシステムです。

行政・司法各部門の職員の方々はこれらを用いて借りたい資料を特定し、その後、所属機関の支部図書館を通して貸出を申し込むことになります。

(2) 所蔵資料の貸出

当館から各支部図書館への資料の貸出方法には、[来館貸出](#)と[郵送貸出](#)の2種類があります。来館貸出は貸出を申し込んだ行政・司法各部門の職員御本人が直接当館に来館して資

料を受け取る方法で、申込から受取までに時間がかからないことが利点です。郵送貸出は、当館から所属機関の支部図書館へ資料を配送する方法で、職場にいながらにして資料を受け取ることができます。配送には3日程度のお時間を頂きます。

(3)資料の複写

当館の所蔵資料に関して、御希望の箇所を複写して郵送でお届けする[郵送複写](#)のサービスもあります。これは有料のサービスですが、やはり所属機関の支部図書館を通して申し込んで頂く必要があります。また、上記の来館貸出で借りた資料については、当館内において[一定の枚数まで無料で複写を行うこと](#)も可能です。

(4)デジタル資料の閲覧・複写

当館は所蔵資料のデジタル化を進めており、それらの資料を当館内の専用端末で閲覧・複写することができます。また、[契約する各種データベース等](#)についても同じく専用端末で利用することができますようになっています。行政・司法各部門の職員の方々の場合は、所属機関の支部図書館で利用の御希望を申し出ただけであれば、当館における担当窓口である支部図書館・協力課事務室においてこの専用端末を使うことができます。

(5)インターネット上のオンライン・サービス

当館がホームページ上で一般公開している[オンライン・サービス](#)については、行政・司法各部門の職員の方々も個人で御自由に使うことができます。デジタル化した所蔵資料のうち著作権処理の済んだ資料を閲覧したり、調査の際に参考となる調べ案内を利用したりといったことが可能ですので、こちらもぜひ御利用頂きたいサービスです。

今回紹介した以外にも、支部図書館制度を通じて提供するサービスは多くございます。何かの調査に悩んだ時、何かの情報を手に入

りたい時、図書館は行政・司法各部門の職員の皆様が御想像する以上に多くの有益な情報を提供できる可能性があります。是非、所属機関の支部図書館に御相談いただければと思います。

(本稿は、筆者が支部図書館・協力課在職中に執筆したものである。)

¹ 支部図書館制度の詳細については本号「[支部図書館制度](#)」を御参照ください。

² 個人の一般利用者の方々は、お近くの公共図書館や御所属の大学図書館などを通じた図書館間貸出サービスを利用して、当館の資料を利用することができます。ただし、この場合、図書館内のみでしか閲覧ができないなど、様々な制限が設けられています。詳細は[当館ホームページ](#)の「[資料の貸出](#)」のページを御覧ください。

³ 『[国立国会図書館年報 平成 22 年度](#)』によると平成 22 年度の資料相互貸借点数は、支部図書館対支部図書館の間で計 3,644 点、国立国会図書館対支部図書館の間で計 11,161 点となっています。

⁴ NDLサーチで検索できる当館以外の機関が所蔵する資料については、支部図書館制度に基づく資料相互貸借サービスの範疇には含まれません。

【特集 なんだろう、支部図書館】

国立国会図書館支部法務図書館について

法務省大臣官房司法法制部司法法制課 武田 聡

1 歴史

国立国会図書館支部法務図書館（以下「法務図書館」といいます。）のルーツは、明治5年、法務省の前身である司法省に置かれた「明法寮（めいほうりょう）」（法律実務家を養成・育成することなどを目的とした機関）の中に、図書の収集、管理を業務とする「司籍課」が設置されたことにさかのぼります。その後、約半世紀を経た昭和3年、司法大臣官房調査課に「司法研究室」が設置され、その建物に司法省が発足して以来収集した図書、資料等を収蔵し、本格的な図書館としての体制が整えられました。これが事実上の法務図書館の始まりといえます。そして、昭和23年8月、「司法研究室」は国立国会図書館法に基づき同館の支部図書館となり、その名称が「法務図書館」と改められました。

ところで、「法務図書館」という名称の中には他の支部図書館のように「省」又は「庁」の文字が入っていませんが、これは法務図書館が法律専門図書館として利用者を法務省の職員に限定することなく、裁判官、弁護士、大学教授などの研究者に対しても幅広く図書館サービスを行うという、初代館長の強い理念に基づくものであったといわれています。

2 蔵書等

法務図書館は、法務省赤れんが棟1・2階の一部に設置され、2階北側に受付カウンター、閲覧席、雑誌室、第1図書室及び事務室を配置し、1階は全て書庫（第2～第18図書室）として使用しており、内外の法令集、判例集、コンメンタールなど法律関係図書を幅

広く所蔵しています。

蔵書数は平成23年度末で約32万冊（うち洋書は約11万冊）を数え、この中には江戸時代の稀覯本（きこうぼん）や、明治政府により招へいを受けたフランスの著名な法律家であるポアソナードが起稿した旧刑法、治罪法（現在の刑事訴訟法）の法案草稿本等々、法務図書館にしかない貴重な史料も多数存在しています。これらの史料は劣化を防ぐため温度・湿度が一定に保たれた書庫で厳重に保管しており、閲覧申請があった場合は原則として画像データ又はマイクロフィルムで対応しています。

蔵書に関しては、戦時中空襲による被害を避けるためその一部を甲府刑務所に疎開させたところ、その直後に甲府が大空襲に遭い約1,600冊の古文書、稀覯本が焼失してしまったという残念な出来事もあったそうです。

3 一般利用

法務図書館が所蔵するほとんどの図書については、どなたでもインターネットを使用してその情報（図書名、著者、出版年等）を検索することができます。そして、法務図書館の図書を利用して教育、調査及び研究を行う場合、一般の方も受付カウンター前の閲覧席で蔵書の閲覧ができます（書庫への立入は不可）。

開館時間は土日、休祝日、年末年始の閉庁日を除く日の午前9時30分から午後6時までとなっていますが、臨時に休館する場合や貸出中、修理・製本中で図書が一時的に利用できない場合がありますので、一般利用の方

については利用日時、利用したい図書について事前にご相談いただくようお願いしています。

4 法務史料展示室

法務図書館は、広く皆様に法務省の活動についてご理解をいただくことなどを目的として、[法務史料展示室](#)（以下「展示室」といいます。）を併設しています。展示室は、旧司法大臣官舎の大食堂を再現した復原室や創建当時の赤れんが壁が残る部屋によって構成され、法務図書館が所蔵する貴重な史料や現在の法務省の施策に関する広報、啓発資料などを展示しています。

また、昨年度から法務省に関連する事項をテーマとした企画展示を実施しており、第2回目の今年度は、わが国の司法の近代化に大きく貢献した初代司法卿江藤新平を題材とした展示を行っています。ここでは、大型パネル2枚と法務図書館が所蔵する関連史料を使って、江藤の生涯や近代司法制度の創設について分かりやすく説明しています。

展示室への入場は無料で、原則として土日、休祝日、年末年始の閉庁日を除く日の午前10時から午後6時までの間（最終入室は午後5時30分まで）一般公開しています。

5 おわりに

法務図書館は、歴史と伝統をもった国内でも有数の法律専門図書館であると自負しています。諸先輩方が築いたこの歴史と伝統を大切にしながら、デジタル化を始めとする図書館サービスをめぐる新しい動きにも高くアンテナを張り、今後とも、法情報の適正な集積・保存・発信という法務図書館に与えられた基本的使命をしっかりと全うしていきたいと思っています。

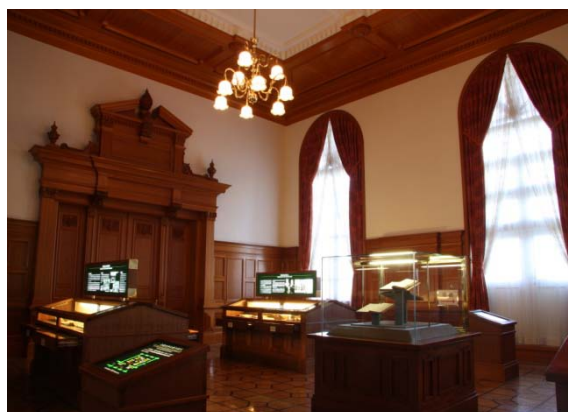
皆様も是非、法務図書館及び法務史料展示

室に足を運んでいただければ幸いです。

※[法務図書館](#)・[法務史料展示室](#)のご利用方法などについては、法務省 HP に掲載しています。



写真① 法務省赤れんが棟2階北側に設置している法務図書館の受付カウンター。向かって左側に一般利用者のための閲覧席及び貴重書データ閲覧用のパソコンとマイクロフィルムリーダーがある。



写真② 法務史料展示室「復原室」。竣工時（明治28年）の内装を知ることができる唯一の写真を基に当時の司法大臣官舎大食堂を推定復原した。この部屋には明治初期の法案草稿本や事件記録など法務図書館が所蔵する貴重な史料を展示している。

【特集 なんだろう、支部図書館】

司書が目で見た支部図書館

国立国会図書館利用者サービス部科学技術・経済課 東 朋子

はじめに

平成24年2月某日。国立国会図書館の『びぶろす』編集担当者より「司書が目で見た支部図書館」と題した原稿の執筆依頼がありました。聞けば、行政の支部図書館では図書館を専門に異動する職員はほとんどなく、更に文部科学省図書館は、代々、大学図書館からの出向者が赴任していることから、大学図書館と比較して思ったところを書いてほしいとのこと。筆者は文部科学省図書館に赴任して2年目、その前は某大学図書館に10年以上正職員として勤務しており、司書資格も大学在学中に取得しているので、確かに少しはこのテーマに即したことが書けるかも……と、今回の依頼を引き受けることにしました。

以下、筆者が司書として見た大学図書館と支部図書館の違いを、特に図書館サービスの視点から述べたいと思います。

1 図書館サービスの違い(1)参考調査業務

文部科学省図書館は行政府である文部科学省内にあり、省内の職員に対して図書館サービスを提供することがその使命です。一方、大学図書館の使命は、その大学の教職員および学生に対して図書館サービスを提供することにあります。この両者の違いは、サービスの内容や質の違いにも如実に現れており、その最も大きなものが“参考調査業務”（図書や雑誌・新聞などの紙媒体をはじめ、DVDやCD-ROM、インターネットで公開されている本文や画像、データベースなど、様々な形態の資料を駆使して利用者の求める情報を利用者に提供する業務）です。

文部科学省図書館の場合、サービスの対象者は主に省内の職員であるため、図書館職員は、時に国会答弁の原稿作成のための資料を探して提供したり、過去に成立した法案の起案原稿や各種委員会で審議された内容が掲載されている資料を調べて印刷したりと、利用者の求めている回答そのものを提供します。しかし、大学図書館は学生などの教育支援が目的であるため、図書館職員は基本的には回答そのものは提示せず、どのデータベースを使えばそれが調べられるのか、どのようにしてその資料を探せばよいのか、というプロセスやツールを示すにとどまることが多く、利用者が自ら資料を探し出せるように支援することが求められます。



カウンター内から見た文部科学省図書館閲覧室。筆者はこの目線で日々の図書館業務を行っている。

2 図書館サービスの違い(2)他館との相互協力業務

大学図書館と文部科学省図書館とでは利用者が求める資料の範囲も異なります。

文部科学省図書館では主に国内における政策や法律に関する資料の需要が高く、各省庁の発行する報告書類を取り揃え、必要に応じて国立国会図書館や他府省庁にある各支部図

書館と連携をとって相互に貸出や複写を行っていますが、大学図書館は学術書や論文など研究に直結する資料を中心に収集しており、その範囲は海外にも及ぶため、国内の大学図書館や研究機関に限らず海外の各図書館にも依頼して文献を取り寄せ、逆に海外の図書館へコピーを送ったり資料そのものを貸し出したりしています。文部科学省は科学技術の分野も管轄しており、その分野の研究者である調査官もいることから、今後、海外から文献を取り寄せる必要が生じた時、大学図書館での海外依頼のノウハウが役に立つと思っています。

おわりに

本稿では主に図書館サービスの視点から違いを述べましたが、その他にも、研修制度やその内容、図書館としての活動など、文部科学省図書館は大学図書館と異なる点が多く、とてもここでは紹介しきれません。

ただ、利用者のために必要な資料を揃えて提供する、という存在意義はどちらも共通しており、利用者が満足するサービスを提供できたときの喜びはどの図書館でも同じです。現在、文部科学省図書館は支部図書館として、大学図書館は教育や研究を支援する図書館として、それぞれ独自のネットワークでサービスを行っていますが、図書館としての使命や目的が違って、いつかその垣根を越えて双方が協力し合う体制をつくることができれば、より一層、利用者の満足のいくサービスを提供できるのではと考えつつ、筆をおく筆者なのでした。

(本稿は、筆者が支部文部科学省図書館在職中に執筆したものである。)

地方議会図書室は、地方議会議員の調査研究を助けるため、各議会に置かれる専門図書館です。近年では、地方分権に伴う地方議会の機能強化が求められており、その中で図書室の整備・充実が課題となっています。

この特集では、国立国会図書館による議会図書室への支援と、サービス充実に向けて奮闘する議会図書室を紹介します。

【特集 地方議会図書室】

国立国会図書館による 地方議会図書室への支援

国立国会図書館関西館 塚田 洋

はじめに

国立国会図書館（以下「当館」という。）は、[国立国会図書館法 21 条](#)の規定に基づいて、都道府県議会その他の地方議会図書室を支援している。その内容は、資料に基づく連携・協力と議会図書室職員向け研修の実施に大別される。

1 資料に基づく連携・協力

当館は地方議会図書室の発展を援助するため、各支部図書館の協力のもとに各府省庁の刊行物を収集して、全国都道府県議長会を通じて各議会図書室へ送付している。送付資料は当館刊行物を含めて年間約 4,000 冊に及び、議会の調査活動に貢献している。

また、都道府県及び政令指定都市議会図書室に対しては、衆参両議院の協力により、国会会議録を送付して、援助の実を挙げている。

その他、国立国会図書館は、利用登録をしている議会図書室に対して、公共図書館と同様のサービスを提供している。

2 議会図書室職員向け研修の実施

また、平成 18 年度から毎年 1 回、議会図書室の実務者を対象とした研修（「都道府県及び政令指定都市議会事務局図書室職員等を対象とする研修」）を実施している。

以前は、議会事務局長と国立国会図書館長

の懇談会や議会図書室担当者の連絡会議を開催していたが、議会図書室のサービス充実に必要なノウハウを提供するため、現在のような研修を実施することとなった。

平成 23 年度は、共通科目として、「インターネットで使えるレファレンス・ツール」を開講し、多様なデータベースの使い分け、効率的な調査方法について講義と実習を行った。

また、参加者の幅広い要望に応えるため、初めて選択科目を開講した。「調査業務の進め方」では、国会議員への調査サービスに用いる情報ツールを、業務フローに沿って説明した。また、「図書館資料の保存」では、震災に強い排架方法の講義と、簡易補修の実習を行った。これらの研修資料は後日参照できるように[当館ホームページ](#)に掲載している。

むすび

研修アンケート等からは、地方議会図書室のスタッフ諸氏が、人員や資料の制約の中で、議員サービスに奔走している様子が伺われる。今後も支援の充実に取り組み、地方議会図書室のサービス強化に貢献する必要がある。

（本稿は、筆者が支部図書館・協力課在職中に執筆したものである。）

【特集 地方議会図書室】

広報ツールの充実による 議会図書室の利用促進

愛知県議会事務局調査課 米井 勝一郎

[愛知県議会図書室](#)（以下「当室」という。）は、昭和 23 年、前年末に改正された地方自治法と、愛知県議会図書室条例（昭和 23 年 8 月愛知県条例第 40 号）に基づき、議員の調査研究に資することを目的として愛知県議会に附置された。以来、現在にいたるまで、本県において唯一、設置について単独の条例に根拠づけられた図書館（室）である。開設当初からしばらくの間は、昭和 13 年に竣工した現在の愛知県庁本庁舎内にあったが、昭和 50 年、新議事堂の竣工に伴い、現在地（議事堂 2 階）に移転し今日にいたっている。

平成 23 年 4 月 1 日現在の蔵書冊数は 43,588 冊で、その約 76%の 33,087 冊を、政治・法制等の社会科学分野と地方行政資料を中心とする郷土資料分野のものが占めている。

さて、地方議会図書室が設置されて以来、常に議員等利用者の利用促進は、地方議会図書室に係る議論の中心に位置するテーマであった。当室においても従前から議員等利用者の図書室利用促進のため、議員控室等への新着図書案内（リスト）の配付、特集資料コーナー展示（テーマ展示）などを実施してきた。平成 21 年度に現担当者が業務を引き継いだ後も、その利用促進のための基本的なツールは変化していない。ただ、従前に比べて、より広報効果を高めることを念頭におき、改善・充実を図ってきた。

まず、新着図書案内であるが、現在では当室新着の図書リストのほか、インターネット上の情報源などを紹介する「情報検索のため

の Quick Tour」、参考図書類を紹介する「ツールの広場」、蔵書を紹介する「書棚の片隅から」という連載記事を付し、読める図書室報として内容の充実を図っている。また、とにかく手にとって、ページをめくっていただけるよう、表紙のデザインを毎回替えるという工夫も凝らしている。



特集資料コーナー展示

テーマを決めて関係資料を展示する特集資料コーナー展示も、当室内の企画で完結させるのではなく、テーマによっては、関係執行機関各部課室からポスターやチラシ類、関係資料をいただき、それらを掲示したり、展示リストのデザインにも使うなど、連携を意識したものとするに努めている。

最近では、展示コーナーに足を止めていただく利用者の方や新着図書案内で紹介した情報源などについての問い合わせも増え、工夫をしてきたことについて手応えを感じている。

今後も利用促進につながる広報ツールの改善と充実に取り組んでいきたい。

【特集 地方議会図書館】

『ニュースレター』の発行 — 議会図書館、政策調査係と連携して —

奈良県議会図書館 武中 秀子

はじめに

奈良県議会図書館は、地方自治法第100条第18項の定めるところにより設置され、所要の事務は議会事務局管理の下、調査課が当たる。調査課の構成は、課長、課長補佐、政策調査係3名、図書係2名である。

議員閲覧室2部屋、閲覧席8席を含む図書室総面積141.6㎡。蔵書数は約16,000冊(平成23年12月現在)。

議員向け広報として年刊『図書室の概要』、季刊『図書室ニュース』、月刊『地方自治関係新聞記事索引』を発行している。

『ニュースレター』の発行

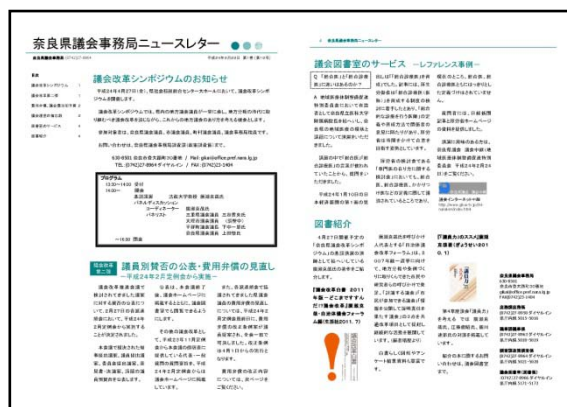
奈良県議会事務局調査課では、平成23年4月改選を機に、同年5月から県議会議員44名を対象読者とした『議会事務局調査課ニュースレター』の発行を開始した。

膨大な資料と情報に囲まれる議員にも注目してもらえるように、A4裏表カラー刷り、レイアウトは余白を十分にとって読みやすさを心掛け、表面は政策調査係が担当し、調査課の業務をはじめ、[全国都道府県議会議長会](#)など各方面から精選した話題を紹介している。裏面は図書係が担当し、レファレンス事例の回答プロセスを掲載するなど議会図書館の機能をアピールしている。また、図書の紹介では話題性のある図書や新着図書などを図書係が簡単なコメントをつけて掲載している。

例えば、政策調査係が講演会を企画して表面に掲載した際は、図書係は講演会に関する図書を紹介し、当日の会場にも関連図書とともに紹介するなど紙面全体に関連性を持たせ

るために、編集担当の間で情報交換は欠かすことができない。

『ニュースレター』の発行は、第1号では調査課全員の顔写真を掲載するなど、議員に政策調査係と議会図書館を知っていただきたいという初歩的な目標から企画された。紙面編集を通して政策調査係と議会図書館がそれぞれの使命を確認しながら連携し、何度も活発に意見や情報交換を交わす雰囲気生まれるという成果もあった。



第10号「奈良県議会事務局ニュースレター」

平成24年1月からは、『奈良県議会事務局ニュースレター』と改題し、事務局各課とも連携して、事務局全体で取り組んでいる。

おわりに

『ニュースレター』を入り口として、議員の調査研究活動への更なる積極的な支援、サービスにつなげていきたいと考えている。

わずかな情報量ではあるが、議員に確かに伝えたい情報発信の一手段として、手応えを感じている。

【特集 地方議会図書室】

議会図書室と県内図書館との連携

岐阜県図書館企画課 総井 淳子

岐阜県議会図書室は、昭和 23 年に県議会内に附置、昭和 53 年から専任司書 1 名が配置された。現在、地方自治関係を中心とした図書約 21,000 冊、議会関係資料をはじめとする行政刊行物約 12,000 冊を所蔵し、主に県議会議員へのサービスを行っている。また、一般利用者の資料閲覧や県議会に関するレファレンスにも対応している。

当図書室の規模は、都道府県議会図書室の中でも決して大きいとはいえない。資料もスタッフも限られた中、利用者が求める情報を迅速に、的確に提供するために、図書館間の「相互協力」を積極的に活用している。

当図書室の近隣には、県の中核図書館である岐阜県図書館があり、県職員の調べ物を支援する行政担当司書を配置している。専門図書館も 2 館あり、それぞれが教育、産業関係の特色ある蔵書を構築している。当図書室で受け付けたレファレンスの内容によっては、自館での調査と並行して、その分野に強い図書館に協力レファレンスを依頼でき、1 館で調査する以上の充実した情報提供を可能にしている。

レファレンスサービスにおいては、効率よく調査を行うためのツールの作成も欠かせない。県図書館が進める県関係資料の目次電子化事業において、当図書室も協力して『[岐阜県議会史](#)』の目次を電子化したことで、ウェブ上での目次検索が可能となり、この資料の利便性は格段に向上した。

専門図書館の特色ある資料群をより有効に活用するため、県図書館を含めた上述の 4 館で「図書館連携会議」を設け、担当者

の意見交換を行い、相互協力の方策を検討している。

その試みの一つが、パスファインダー「[4 館コラボしらべかた案内](#)」の共同作成である。



4 館コラボしらべかた案内

これは、当図書室を例にとると「官報」、「法令」といった、専門図書館と県図書館とが共通に活用できるテーマについて、共同作成する資料探索案内で、紙面には作成館の紹介も盛り込まれている。これらは利用者向けの資料案内として活用できるのはもちろん、作成作業過程が司書にとって最新の調査ツールを確認する研鑽の機会にもなっている。

このような図書館間の連携は、小規模図書館にとって非常に心強く、当図書室のサービス上なくてはならないものとなっている。司書の調査スキルと連携を活かし、今後も利用者と資料の橋渡しに努めたい。

(本稿は、筆者が岐阜県議会図書室に在職中に執筆したものである。)

支部最高裁判所図書館勤務を終えて

元 支部最高裁判所図書館 齋藤 幸夫

私は、最高裁判所図書館に勤務する前は、主に会計事務を長く担当してきましたので58歳になって初めて図書館事務に携わることになりました。当館は、その蔵書を以て全国の裁判所に勤務する裁判所職員の業務遂行支援を行う一方で、法曹関係者等の特別利用者や学術研究を目的とする18歳以上の一般利用者にもサービスを提供しています。今回は前者の業務を中心に、図書館勤務の中で経験したことを書かせていただきます。

恥ずかしい話ですが、これまで、国立国会図書館はもちろん、当館にも足を踏み入れたことはなく、公立図書館を数回利用したことがある程度で、図書館事務について全く知識がない状態で勤務することとなりました。そんな私が、裁判所職員に対して、閲覧、貸出、レファレンス等の図書館サービスを行うことになったわけですが、最初の1ヶ月は、図書館事務とはどのようなことをするのか基本的な事務処理についてレクチャーを受ける一方、国立国会図書館が刊行している『行政・司法各部門 支部図書館要覧（平成21年度版）』¹（以下『要覧』といいます。）を見て勉強しました。

そして最初に関わった仕事が、主に米国・英国の法令・判例・大学紀要などの法律情報を幅広く収録した商用データベースの購入でした。

これまでも、同データベースの導入を求める声は強くあったものの、最高裁判所図書館では、商用データベースを導入した実績がなく、利用者が特定できない図書館に導入でき

るのか、他の図書館で利用しているところがないかを調査している状況でした。

そのことを聞いた時、ふと、『要覧』の中に記載されていた、「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2007」及び「国立国会図書館中央館・支部図書館電子化推進第三次基本計画」の中に、各支部図書館は、商用データベースの導入を進める旨の指針があったのを思い出しました。当然、国立国会図書館ではなんらかの商用データベースを導入しているはずだと思い、国立国会図書館ではどのように商用データベースを利用しているのか、また、どのような契約をしているのかなどについて、国立国会図書館支部図書館・協力課に相談したところ、すぐに国立国会図書館での事例をご紹介いただきました。おかげさまで、その事例を参考にしながら、平成23年4月に同データベースを導入することができました。

同データベースを導入したことで、裁判所職員は図書館に行くことなく、いつでも、どこでもパソコンがあれば必要な法律情報を見ることが可能となりました。特に、画期的なことは、北海道から沖縄までの全国の裁判所職員が、図書館へ同データベースの貸出の申込みのメールを送信すればすぐに利用できるようになったことです。

それからは、『要覧』を常に机の上に置き、問題の解決策を考える際などに利用させていただきました。

また、当館に勤務してからは、よくインターネットを見るようになりました。当館は国

内外の法律情報を収集することを目的としていることから、その書誌情報を探すのにインターネットが有用な手段となるからです。インターネットでは市販されている資料の書誌情報はもちろん、大学法学部系統の研究会などの紀要や各種法律を研究する機関などが発行している研究紀要などの書誌情報も容易に把握できます。

余談ですが、これらの研究紀要は市販されていないものがほとんどです。そのため、これらの資料は寄贈していただく以外には入手する方法がありませんので、もし、寄贈されていない法律関係の大学・研究機関がありましたら、是非、当館にご送付いただければと思います。

本題に戻りますが、これらの研究紀要の中には、その論文が PDF 化され、無料でインターネット上に配信されているものがあることを知りました。当館では、これらの研究紀要が貸出及びレファレンスで多く利用されています。職員が机上のパソコンでこれらの研究紀要を見ることができれば、わざわざ図書館に行くこともなく、また、レファレンスを依頼する必要もありません。

また、インターネット上だけでしか見ることができない法律情報、例えば、地方公共団体の条例などがあることも知りました。

そして、これらの情報を裁判所職員に伝えることが、業務遂行の支援になると思い、図書館蔵書検索システム（職員専用イントラネット）に「お知らせ欄」を設けて知らせることにしました。

ところが、同検索システムの存在が職員の中に浸透していないことが分かりました。確かに、私も当館に勤務するまで、その存在すら知りませんでしたので、早速、全国の裁判所職員に、同図書館検索システムのアイコンとともに、利用を呼びかけた文書を送付した

ところ、アクセス件数が、その直後の月は前年同月と比較し9倍に、その後も毎月前年同月と比較し3倍に増加しました。この結果を見て、当館に対する裁判所職員の期待が大いに感じられました。

これからの図書館は、職員からのアプローチを待つて仕事をするのではなく、図書館のほうから職員のニーズを積極的に調査し、職員にもっと図書館を利用してもらうよう働きかける姿勢が必要ではないかということをつくづく感じました。

最後に、2年間ではありましたが、それなりの図書館サービスを裁判所職員に提供できたのではないかと考えています。これも、当館職員が裁判所職員に当館をもっと利用してもらいたいという強い思いが、様々な改善案を企画し、それを実行した賜物と思っています。この紙面を借りて当館の職員にお礼を言わせていただきます。ありがとうございました。

¹ 国立国会図書館請求記号：UL314-J15

【シリーズ 国立国会図書館のオンラインサービス】 新しい検索サービス 「国立国会図書館サーチ」の使い方

国立国会図書館電子情報部システム基盤課 原 聡子

1. 国立国会図書館サーチとは

[国立国会図書館サーチ](#)は、国立国会図書館や他の機関が保有する冊子体・デジタル化された画像・音声等のさまざまな形態の情報を統合的に検索できる、国立国会図書館の新しい検索サービスです。国立国会図書館の所蔵資料やデジタル資料を始めとした各種の情報へのアクセスポイントとしてご活用いただけます。

2. 検索対象

平成24年3月現在、210のデータベースが検索対象となっています。以下にその一部をご紹介します。全ての連携先については、「[検索対象データベース一覧](#)」をご参照ください。

- 図書・雑誌・新聞・デジタル資料のデータベース

[NDL-OPAC](#) / [国立国会図書館デジタルアーカイブ](#) / [総合目録ネットワークシステム](#) / [児童書総合目録](#) / [全国新聞総合目録](#) / [JPO 近刊情報センター](#) / [新書マップ](#) 等

- 記事・論文のデータベース

[NDL 雑誌記事索引](#) / [CiNii](#) / [JAIRO](#) / [J-STAGE](#) 等

- 立法情報のデータベース

[日本法令索引](#) / [国会会議録検索システム](#) / [衆議院 HP](#) / [参議院 HP](#) 等

3. 基本的な使い方

(1)検索画面 — 検索モードや言語を選択して検索する。



図 国立国会図書館サーチトップページ

(<http://iss.ndl.go.jp/>)

タブで「簡易検索」、「詳細検索」等の検索モードを切り替え可能

簡易検索、詳細検索、障害者向け資料検索を選択して利用できます。英語・中国語・韓国語の各言語画面や検索キーワードの翻訳機能もご用意しています。

(2)検索結果一覧画面 — 検索結果の絞り込みや再検索により目的の情報にたどり着く。

検索結果一覧画面の左側には、資料種別、データベース、所蔵館、出版年、分類等による検索結果の絞り込み機能を備えています。画面の右側には、検索語の関連キーワード、著者名キーワード等が表示され、再検索をおこなうのに便利です。

また、関連する資料はまとめて表示しています。複数の機関で所蔵している同一の資料は、検索結果が1件にまとめて表示されます。形態の異なる同一著作（文庫とハードカバーなど）は、隣接した位置にまとめて表示されます。

(3)書誌詳細画面 — 所蔵機関やデジタル資料へアクセスする。

各資料の書誌詳細画面右側の「見る・借りる」には、[NDL-OPAC](#)や公共図書館 OPACへのリンクがあり、その資料を所蔵している

図書館をご案内します。インターネット上で公開されている情報や資料の場合は、その情報や資料へのリンクを設けています。

(4)具体的な検索の例

例えば、簡易検索で「すべての連携先を検索する」という。チェックボックスにチェックを入れ、検索窓に「知的財産」と入力し検索すると、知的財産に関する本や論文に加え、日本法令索引に掲載されている法令情報、国会会議録検索システムに掲載されている会議録、衆議院 HP 及び参議院 HP に掲載されている議案や質問主意書等が検索結果一覧画面に表示されます。会議録については、全文を検索対象にしています。

検索結果一覧画面では、資料種別やデータベースによって情報を絞り込むことができます。先ほどの検索結果を資料種別「立法情報」で絞り込めば、検索結果を法令情報や会議録、議案、質問主意書等に限定することができます。目当ての情報を見つけたら、検索結果一覧画面または書誌詳細画面にあるデータベース名のリンクから、その情報の提供元であるデータベースにアクセスできます。インターネットで閲覧可能な情報は、国立国会図書館サーチから法令の本文等の情報そのものへのアクセスが可能になっています。

4. より便利にお使いいただくために

- [CiNii Books](#)、オンライン書店等、他のデータベースでの再検索リンクを設けています。
- 国立国会図書館統合認証により、国立国会図書館サーチでログインをすれば、NDL-OPAC では再度ログインすることなく申込みができます（シングルサインオン）。
- 指定した条件に当てはまる資料の新着情報をお知らせする「検索結果 RSS」や国

立国会図書館の新着資料をお知らせする「新着書誌情報 RSS」等、各種の RSS を提供しています。RSS の一覧は、「[国立国会図書館サーチが提供する RSS](#)」をご覧ください。

（本稿は、筆者が電子情報サービス課に在職中に執筆したものである。）

平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館職員に対する研修について

行政・司法各部門支部図書館の職員が出席しやすいように、年度初めに研修予定をお知らせしています。また、参考としまして、平成 24 年度専門図書館協議会総会・全国研究集会（詳細後述）、平成 24 年度全国図書館大会及び平成 24 年度図書館総合展も御案内いたします。

	日	研 修
5	7(月) 8(火)	新規配属職員研修 平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修Ⅰ 「支部図書館制度等に関する説明及び国立国会図書館の見学」 (同一内容を 2 回)
	11(金) 14(月)	新規配属職員研修 平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修Ⅱ 「利用者対応」 「NDL-OPAC の検索、各種サービスと申込方法」 (同一内容を 2 回)
	18(金)	新規配属職員研修 平成 24 年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修Ⅲ 「国立国会図書館における複写サービスと著作権」 「調べ方案内ーレファレンスツールの基礎」 交流会
	15(火)	特別研修 「NDL-OPAC の検索」、「各種サービスと申込方法」
6	8(金) 12(火) 15(金) 19(火) 20(水) 22(金) 26(火)	【司書業務研修】「オリエンテーション」、講演「図書館情報学入門(仮)」 【司書業務研修】「図書館資料の保存のための講義および実習」 【司書業務研修】「目録法入門」 【司書業務研修】「分類法入門」 【司書業務研修】「レファレンスサービスー人文分野」 「レファレンスサービスー経済社会分野」 【司書業務研修】「レファレンスサービスー科学技術分野」 「レファレンスサービスー新聞情報」 【司書業務研修】「レファレンスサービスー法令議会官庁資料情報」 懇談会 専門図書館協議会平成 24 年度全国研究集会 総会・全国研究集会(東京) 平成 24 年 6 月 19 日(火)・20 日(水)
7	24(火)	【司書業務研修】「著作権制度ー現状と課題」
10		平成 24 年度(第 98 回)全国図書館大会(島根) 平成 24 年 10 月 25 日(木)～26 日(金)
11		平成 24 年第 14 回図書館総合展(横浜)11 月 20 日(火)～22 日(木)

今回ご紹介した他にも行政・司法各部門支部図書館職員研修として特別研修を予定しています。支部図書館の皆さまには詳細が決まり次第、通知させていただきます。

平成 24 年度専門図書館協議会総会・全国研究集会

総合テーマ：「専門図書館の今日的機能を問い直す」

○6月19日（木）

13:40～14:50

平成 24 年度定期総会・表彰式

15:10～19:30

全国研究集会開会式、基調講演、交流会

会場：東京商工会議所（東京都千代田区丸の内 3-2-2）

○6月20日（水）9:30～16:00

全国研究集会分科会

会場：東京商工会議所（東京都千代田区丸の内 3-2-2）

後援：国立国会図書館

（社）日本図書館協会

（独）科学技術振興機構

（社）情報科学技術協会

問い合わせ先 専門図書館協議会 中央事務局

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

日本図書館協会会館 6 階

Tel 03(3537)8335 Fax 03(3537)8336

E-mail jsla10@jsla.or.jp

詳しくは <http://www.jsla.or.jp/1/13/13-2.html>

日誌（平成24年2月～平成24年4月）

平成24年	2月13日	平成23年度第3回兼任司書会議
	3月8日	平成23年度第3回中央館・支部図書館協議会幹事会
	3月19日	平成23年度第3回中央館・支部図書館協議会
	4月1日	国立国会図書館人事異動 館長 大滝 則忠 （前 長尾 真）
	4月1日	支部図書館長異動 会計検査院図書館長 鈴木 靖 （前 山田 克巳） 人事院図書館長 武広 巖 （前 埴 昭一郎） 内閣府図書館長 庄司 雅一 （前 櫻又 正士） 総務省統計図書館長 戸井田 幸記 （前 花ヶ崎 道子） 林野庁図書館長 佐藤 清一 （前 高 忠敏） 環境省図書館長 太田 志津子 （前 佐藤 邦子）
	4月10日	支部図書館長異動 法務図書館長 松本 裕 （前 関 一穂）

国立国会図書館刊行物紹介（平成 24 年 2 月～平成 24 年 4 月）

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成 24 年 2 月～平成 24 年 4 月の間に公開された記事の一部を紹介します。

『国立国会図書館月報』

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004 年 4 月以降は PDF 形式でご覧いただけます。

- 国立国会図書館のホームページが新しくなりました p.16-17 ([612号\(2012年3月\)](#))
 - さがすヒント 国立国会図書館サーチ、NDL-OPAC の使い方 p.18-19 ([612号\(2012年3月\)](#))
 - 平成 23 年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会 p.28 ([611号\(2012年2月\)](#))
 - 遠隔複写サービスの現在とこれから p.21-25 ([611号\(2012年2月\)](#))
 - ・・・他
- ・([平成 23 年刊行分一覧](#))

『調査と情報』－ISSUE BRIEF－

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.749 「[消費税の逆進性とその緩和策—消費税をめぐる論点 1—](#)」（2012.4.17）
 - No.748 「[宇宙政策の司令塔機能をめぐる議論](#)」（2012.4.5）
 - No.747 「[インターネット上の著作権侵害に関する各国の法制度](#)」（2012.4.5）
 - ・・・他
- ・([平成 24 年刊行分一覧](#))
- ・([平成 23 年刊行分一覧](#))

『外国の立法』

諸外国の立法動向を簡潔にまとめており、季刊版と月刊版があります。

- 「[【アメリカ】議員のインサイダー取引規制法案両院通過](#)」（No.251-1（2012 年 4 月：月刊版 立法情報））
- 「[【アメリカ】アメリカの連邦における災害対策法制](#)」（No.251（2012 年 3 月：季刊版）大規模災害対策法制）
- 「[【アメリカ】新国防戦略と国防予算](#)」（No.250-2（2012 年 2 月：月刊版 立法情報））
 - ・・・他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- ・2012 年 4 月：月刊版 [短信](#)
- ・2012 年 2 月：月刊版 [短信](#)
- ・([平成 24 年刊行分一覧](#))
- ・([平成 23 年刊行分一覧](#))

『カレントアウェアネス』

図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説・レビューする情報誌です。

- 「[国立国会図書館サーチとディスカバリインタフェース](#)」(No.311 (CA1762-CA1767) 2012.3.20)
- 「[引用分析による蔵書評価](#)」(No.311 (CA1762-CA1767) 2012.3.20)
 - ・・・他
 - ・(2011年刊行分一覧)
 - ・(2010年刊行分一覧)

『図書館調査研究レポート』

図書館界や図書館情報学に関して国立国会図書館が実施した調査研究の成果をご報告するものです。

- 「[東日本大震災と図書館 \(The Great East Japan Earthquake and Libraries\)](#)」(No.13 2012.3)

『調査資料』

特定のテーマに関する調査報告・資料集です。

- 「[各国憲法集\(3\) オーストラリア憲法](#)」(基本情報シリーズ(9) 2012.3)
- 「[各国憲法集\(2\) アイルランド憲法](#)」(基本情報シリーズ(8) 2012.3)



びぶろす -Biblos

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/index.html>

web 版ではリンクをご活用いただけます。

NATIONAL DIET LIBRARY
発行 / 国立国会図書館総務部
56号 (平成 24年 5月)
ISSN : 1344 - 8412